**八代市介護保険住宅改修の手引き**



八代市役所　介護保険課　介護給付係

**住宅改修費支給制度の概要**

1. 支給対象者

・介護保険の被保険者で、要支援１・２、要介護１～５の認定を受けている方

（以下「利用者」という）

1. 支給対象となる改修の種類
   1. 手すりの取付け
   2. 段差の解消（通路等の傾斜の解消・転落防止用柵の設置（スロープ設置））
   3. 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
   4. 引き戸等への扉の取替え
   5. 洋式便器等への便器の取替え
   6. 各改修に附帯して必要な工事

　　＊注意事項＊

　　　介護保険法施行規則　第７４条、第９３条

当該居宅要介護（要支援）被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。

　　⇒　単に補強や外観を整える工事、家族の要望による工事で、必要性が認められない場合は、住宅改修の支給対象となる改修の種類に該当しても支給対象とはなりません。

1. 支給額

実際に支給の対象となる改修に要した費用（支給限度基準額（八代市においては２０万円）を超える場合は２０万円）から自己負担額（当該費用に利用者負担割合を乗じた額（１円未満切り上げ。）以下同じ。）を除いた額

＊平成１２年の介護保険制度発足以来、利用者負担割合は一律１割となっていましたが、平成２７年８月から、一定以上の所得のある方の利用者負担割合が２割に引き上げられました。さらに、平成３０年８月からは、特に所得の高い層に該当する方の利用者負担割合が３割となりました。なお、利用者負担割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

1. 支給の方法

支給の方法は、次の２つの方式があり、どちらかを選択していただきます。

①【償還払方式】

利用者が、一旦、施工業者に費用の全額を支払った後、支給額の払戻しを受ける方式

②【受領委任払方式】

利用者が、施工業者に自己負担額を支払った後、支給額を八代市が施工業者へ支払う方式

いずれも、請求書提出後（申請締切日：毎月５日）、概ね２ヶ月後に原則として口座振込により支給します。

例）令和４年（２０２２年）６月５日申請書提出　→　８月５日支払（予定）

例）令和４年（２０２２年）６月６日申請書提出　→　９月５日支払（予定）

＊＊**留意事項**＊＊

①受領委任払方式の施工業者は、下記の事業者のみとなっています。

　　八代市内に事業所を有する者のうち、市が実施する住宅改修制度研修会を受講したものであって、登録届書を提出したもの

②更新申請中の方は、工事請負契約締結日（口頭によるものを含む）と工事完了日がともに認定有効期間内であることが条件です。

③下記の方々は受領委任払方式の利用ができません。

・介護保険料を滞納している方（被保険者証に支給制限の記載がある場合）

・要介護認定新規申請中又は区分変更申請中の方

・医療機関入院中又は施設入所中の方

・生活保護受給中の方

1. 支給限度基準額がリセットとなる取扱いについて

住宅改修は、同一住宅につき１人あたり２０万円が支給限度基準額です。1回の改修費用が２０万円以内の場合は、２０万円から改修費用を除いた残額を次回の住宅改修で使うことが可能です。

　ただし、次の①と②のいずれかに該当する場合は、改めて支給限度基準額２０万円までの住宅改修が可能（リセット）となります。

1. 転居（市内間の引っ越し）※建替えの場合はリセット不可
2. 初めて改修に着工した日の要介護等状態区分を基準として、「介護の必要の程度」の段階が３段階以上重度化した場合（以下参照）（リセットとなるのは１回のみ）

【②の３段階リセットとなるパターン】

|  |  |
| --- | --- |
| 初回の改修時の要介護等状態区分 | 2回目以降の改修時の要介護等状態区分 |
| 旧要支援・経過的要介護・要支援1 | 要介護3以上 |
| 要支援2・要介護1 | 要介護4以上 |
| 要介護2 | 要介護5 |

＊ただし、この３段階以上というのは、最初の着工日の要介護等状態区分を比較するものであり、その他の要介護等状態区分の履歴は関係ありません。

（例）

・要支援2（20万円利用）→要介護3（リセット不可）→要介護4（20万円利用可）

・要支援2（10万円利用）→要介護1（リセット不可）→要介護3（リセット不可）→要介護5（20万円利用可）

・要支援2（10万円利用）→要介護3（10万円利用）→要介護5（20万円利用可）

1. 申請方法

介護保険課にて、事前申請と事後申請の2回の手続きが必要となります。詳細は以下の通りです。

※事前申請の許可が下りていない工事は、支給対象とはなりません。ご注意ください。

【支給までの流れ】

1. 利用者が住宅改修実施の意向を居宅介護支援専門員（ケアマネージャー）へ連絡
2. 利用者、ケアマネージャー、施工業者による現地確認及び改修方法検討（入院・入所中の方は、理学療法士等が同席する場合がある）
3. 事前協議（理由書、見積書等を八代市へ提出）
4. 提出書類の審査及び審査結果の教示（支給額の決定ではありません。）

※審査には数日を要する場合があります。事前申請の資料は、できるだけ返却希望日の一週間程度前までにご提出いただくようお願いいたします。

1. 改修工事着工
2. 改修工事施工完了
3. モニタリング（八代市が認める有資格者による住宅改修の効果の検証を、利用者が使用を開始した日から最低１週間が経過した後に行ってください。）
4. 事後申請（申請書、モニタリング結果、写真等を八代市へ提出）
5. 提出書類等の審査及び支給額の決定
6. 住宅改修費の支給は、請求書提出後（申請締切日；毎月５日）概ね２ヶ月後に指定の口座へ振込み

【事前申請】＊表１を参照

・利用者は、住宅改修着工前に、理由書、見積書、平面図等を八代市へ提出してください。

・八代市は、提出された書類により、住宅改修が適当かどうかを審査し、結果を事前に利用者へ教示します。（教示は、着工の可否の判定であって、支給額の決定ではありません）

表１　事前申請（着工前）に必要な書類

|  |  |
| --- | --- |
| 必要書類 | 内　　　　　容 |
| 理由書 | 八代市が認める有資格者（ケアマネージャー、包括支援センター職員、福祉環境コーディネーター2級以上）が作成した改修を必要とする理由書 |
| 見積書（内訳書） | 費用の明細を記した見積書・内訳書 |
| 写真 | 改修箇所の状態を確認できる写真で、撮影した日付入り又は日付の記載のある表示板と共に撮影されたもの |
| 図面 | 平面、立面、断面図等工事の内容を詳細に判断できる図面 |
| 資料 | 仕様、寸法等を確認できるカタログ等 |
| 住宅改修承諾書 | 住宅の所有が本人でない場合であって、所有者が改修することを承諾したもの  ＊同居家族の場合は１部、借家等の場合は２部作成すること  ＊所有者死亡の場合は固定資産税納税通知書等の写しを提出すること  入手困難な場合（管理者用）の書式を提出すること |
| 受領委任払承諾書 | 【償還払】提出の必要なし  【受領委任払】利用者が事業者に対して受領委任払の手続き等を承諾したもの |
| 事前承諾書 | 居住前（入院・入所中又は転居等）や認定申請中の取扱いについて承諾したもの |
| その他 | 審査の上でその他必要な書類を求めることがある |

【事後申請】＊表２を参照

・利用者は住宅改修を完了した後、申請書、領収書等を八代市へ提出してください。

・八代市は提出された書類等により、住宅改修が事前申請のとおり施工されているか、住宅改修が利用者にとって効果的であるか等を審査し、支給額の決定を行います。

表２　事後申請（竣工後）必要な書類

|  |  |
| --- | --- |
| 必要書類 | 内　　　　　容 |
| 申請書 | 利用者に関する情報、改修の内容、箇所及び費用の記載されたもの  【償還払用】　　利用者の住所、氏名、口座等を記したもの  【受領委任払用】施工業者の住所、氏名、口座等を記したもの |
| 領収書 | 改修費用の領収書（原本）であって、宛名として利用者のフルネームを記載したもの（本体価格が５万円以上の場合、収入印紙が必要） |
| 内訳書 | 改修に要した費用の明細を記した内訳書。ただし、事前申請で提出した見積書の金額から変更が無ければ、見積書のタイトルを内訳書に訂正したものでも可 |
| 写真 | 改修箇所の工事内容（使用した材料の長さ等）を確認できる写真で、撮影した日付入りのもの又は日付の記載のある表示板と共に撮影されたもの |
| 図面 | 平面、立面、断面図等工事の内容を詳細に判断できる図面 |
| 理由書 | 八代市が認める有資格者による、改修後の利用者のモニタリング結果が記載されたもの |
| その他 | 審査の上でその他必要な書類を求めることがある |

平成３０年７月１３日介護保険最新情報ＶоＬ．６６４「居宅介護住宅改修費及び居宅介護予防住宅改修費の支給について」の一部改正について通知がありました。（一部抜粋）

第２号の「住宅改修に要する費用の見積もり」は、住宅改修費の支給対象となる費用の見積もりであって、その内訳がわかるよう、改修内容、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したもので、別紙２の様式を標準とする。 また、居宅介護サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス 計画等」という。）を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員（以下「介護支援専門員等」という。）は、複数の住宅改修の事業者から 見積もりを取るよう、利用者に対して説明することとする。



支給対象となる改修の種類及び工事内容

支給対象となる改修の種類及び工事内容は次のとおりです。参考事例はあくまで一般的な事例であって、支給対象となるかどうか判断が難しいケースについては、利用者の身体状況等により判断しますので、改修（着工）前に介護保険課介護給付係へご相談ください。

1. 手すりの取付け

利用者の動線上にある廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路に、転倒防止、移動又は移動動作の補助に必要な手すりを取り付ける工事

【参考事例】

|  |  |
| --- | --- |
| * 支給対象となる改修 | ×　支給対象とならない改修 |
| ・家屋内に設置（居室、便所、浴室等）  ・敷地内に設置（玄関ポーチ、門塀までの通路等）  ・既存手すりの撤去（付け替え・移設の場合）  ・手すりの付け替え・移設（身体状況等の変化による場合）  ・集合住宅等の共用部分に設置  （洗面所やトイレが共同となっているなど、利用者の通常の生活領域と認められる場合） | ・敷地外に設置  ・手すり取付けの場合で、既存手すり以外の既存設置物の移設費用  ・下駄箱へ取り付け（玄関が狭く、利用者の動きに支障があって十分な強度を確保できる場合は支給対象）  ・下地補強板のエンドキャップ（利用者の身体状況等によっては支給対象。理由書に明記すること）  ・床置き手すりや、便器を囲んで使用する手すり等を固定せず使用する場合は福祉用具貸与の対象  ・接着剤による取付  （安全が確認できないため） |

【付帯工事】

・手すり取付けのための壁の下地補強は支給対象

【主な留意点】

|  |  |
| --- | --- |
| 必要図面 | ・壁に直接取り付けない場合には、立面図（取付け図）も必要（屋外のスロープや縁側の段差解消等）  ・各部品の取付け位置、ブラケット（支柱）間の寸法、手すり棒の長さ等の記載があること |
| メーカーの使用基準遵守と基準外使用 | ・各メーカーの使用基準を遵守すること  ・基準外使用をする場合、各メーカーの承認を得ていない場合は支給対象外 |
| 手すり棒等の残材の取扱い | ・手すり棒（既製品含む）等は、実際に使用する必要な寸法のみを支給対象とする。ただし、使用した残りが利用価値のない寸法（３００mm以下）である場合、支給対象金額として算入可 |
| 左右両側への取付け | ・原則、支給対象は片側のみとするが、利用者の身体的な理由等により両側への必要性がある場合、支給対象とする |
| 同一メーカー品の使用 | ・同一箇所に使用する部品等は、原則、同一メーカー品を使用し、使用基準を遵守すること  ＊やむを得ず同一箇所で複数メーカーの部品を混在して使用する場合、施工業者のオリジナル商品とみなし保証書の提出を求めることがある |
| 下地の強度 | ・ブラケット等の取付けにあたっては下地の強度を確認し、支障がある場合、補強板を取り付ける等適切な対応を取ること |
| 屋外手すりの支柱ベース | ・屋外手すりの支柱ベースについては、コンクリートベースの造成が望ましいが、コア抜きによる対応も可能とする。深さは２００mm以上を推奨する。 |
| 男性用小便器トイレへの設置 | 男性用小便器トイレと洋式（和式）トイレがある住居で、両方のトイレに設置する場合は、両方に設置する理由を記載すること |

1. 段差の解消

利用者の動線上にある各室間、居室と廊下の間、玄関上がり框、玄関から道路までの通路等における段差や傾斜の解消、浴槽の取替え等の工事

【参考事例】

|  |  |
| --- | --- |
| * 支給対象となる改修 | ×　支給対象とならない改修 |
| ・各居室の敷居の撤去（低く）及び撤去に伴う三方枠（上部）の隙間埋め込み等  ・スロープ、踏み台の固定設置  ・浴室の洗い場の嵩上げ  ・敷石からコンクリートスロープへの変更  ・居室と廊下の段差解消  ・階段（踏み板）の段数を増やし勾配を緩やかにすること  ・浴槽の取替えによる洗い場との段差解消  ・傾斜の解消  ・転落防止柵の設置（スロープの設置に伴う転落や脱輪防止の柵の設置）  ・和式トイレから洋式トイレへの取替えによる段差の解消 | ・スロープや踏み台を固定しないもの（取付け工事で固定しないスロープや浴室用すのこは、福祉用具貸与・購入の対象）  ・昇降機、リフト、段差解消機等を設置  ・上がり框に腰かけ台を設置  ・浴槽の取替えに伴う給湯器、シャワー及び水洗工事  ・スロープを設置しない転落防止柵のみの設置  ・電気工事（段差解消によりやむを得ず移設する場合は支給対象）  ・床下収納を埋める |

【主な留意点】

|  |  |
| --- | --- |
| スロープの勾配 | ・原則、１／１２以下とし、敷地に余裕がない等のやむを得ない理由がある場合には、１／８を上限とし支給対象  ※１／８を超えている場合、理由があっても支給対象外  ＊家屋内において、廊下から居室等へのスロープの勾配はこの限りではない  ・スロープが長くなる場合、途中で踊場（平坦部分）を設けることを推奨する |
| スロープの幅 | ・幅は、１０００mmまでとし、超える部分は支給対象外  ・車椅子やシルバーカー使用の場合、内寸１０００mm及び両側１００mmまでの車輪止めを支給対象とする（車輪止めの高さは、１００mmまでを支給対象） |
| スロープの仕様 | ・寸法を確認できる立面図を必要とする  ・下地のクラッシャーランは転圧後の厚みに制限を設けないが、充分な強度を確保すること。また、コンクリート打設後、滑りにくいように箒目仕上げ等を推奨する  ・ひび割れ防止のため、ワイヤーメッシュでの補強を推奨する（工事完了後に写真で確認できないため、工事の経過（途中）写真を添付すること） |
| コンクリートブロック積みの配筋 | ・スロープや通路の端部をコンクリートブロックにより３段以上の高さを積む場合、縦横共に配筋すること（工事完了後に写真で確認できないため、工事の経過（途中）写真を添付すること） |
| ベランダや縁側の段差解消 | ・ベランダやテラス全体の嵩上げは支給対象外  ・庭の見学や短時間の庭の散策等が理由の場合は支給対象外 |
| 浴槽の交換 | ・段差解消のために浅型浴槽への交換は支給対象とするが、段差解消が５０mm未満の場合は支給対象外。ただし、浴室床面からエプロンまでの高さは利用者の安全が確保できる高さとすること。（高さの制限は設けない）  ＊給湯器等は支給対象外 |
| ユニットバスへの交換 | ・床及び浴槽の段差解消の要件を満たし、かつ、出入り口が引き戸又は折れ戸等の利用者に配慮したものであれば支給対象（浴槽が改修前より深いタイプや利用者の体格と比較し必要以上に大きいものは支給対象外）  ・上記については部分的な支給も可能であるが、身体状況等によっては別途理由を求める場合がある  ・壁や天井、電気工事等については支給対象外（メーカー作成の「内訳書（価格振分け表）」又は施工業者作成の按分表を必要とする） |
| 浴室の嵩上げ | ・脱衣室への水の流入や水はけに充分配慮すること  ＊脱衣室との段差が±０に近い場合、新設のグレーチングも支給対象 |
| 階段（踏み板）の設置 | ・高齢者配慮対策等級４級を基準。原則、踏み面が２４０mm以上であり、且つ、蹴上げ（段差）の寸法の２倍と踏み面の寸法の和が５００mm以上６５０mm以下であること。  ・蹴上げ（段差）については、１３０mm～１５０mm程度とする。極端に低かったり高かったりする場合は理由が必要  ・幅は、１０００mm（壁取り付けの手すり設置幅を含む）までとし、超える部分は給付対象外。介助を要するケースもあるが、利用者本人のみでの移動手段の確保である。ただし、やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。  ・蹴込み部分の作成は想定していない |

1. 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更

利用者が日常生活を営む居室、寝室、浴室等の滑りやすい床材等を、板製床材やＣＦシート等滑りにくい床材等へ変更する工事

【参考事例】

|  |  |
| --- | --- |
| * 支給対象となる改修 | ×　支給対象とならない改修 |
| ・畳から板製床材（フローリング）やＣＦシート、への変更  ・畳（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有する物を含む。以下同じ。）への変更  ・浴室の床材を滑りにくい床材へ変更  ・屋外の通路を滑りにくい舗装材へ変更  ・階段の滑り止め（固定されているものに限る）  ・屋外の砂利をコンクリートへ変更  ・和式便器から洋式便器への取替えに伴う床材の変更 | ・老朽化による床材の張り替え  ・転倒時のけが防止のために床材を軟らかい材質へ変更  ・滑り止めマットを洗い場に置くだけのもの |

【主な留意点】

|  |  |
| --- | --- |
| 支給対象の範囲 | ・利用者の居室及び生活に必要な動線上にある部分についてのみ支給対象  ・利用者の居室（寝室）については、６畳間までは全面を支給対象（６畳間を超える部分は支給対象外） |
| 畳への変更 | 心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には支給対象  ＊転倒した際に怪我を防ぐという目的だけであれば支給対象外 |
| フロアー材の選定 | ・理由書に記載された内容に合致する性能であり、かつ、カタログ等にその旨が明記されていること  ＊コピーを添付すること |
| 断熱材の取扱い | ・ポリスチレンフォームやグラスウール等の安価な材料であっても支給対象外 |
| 床の二重貼り | ・フロアー材を新たに貼る場合の構造用合板の捨て貼りは支給対象 |
| 写真 | ・床材等変更する箇所がカーペット等で覆われている場合、できる限り取りはずした状態で写真を撮ること |
| 通路の舗装 | ・幅は、１０００ｍｍまでとし、超える部分は支給対象外  ・下地のクラッシャーランは転圧後の厚みに制限を設けないが、充分な強度を確保すること |
| 通路のタイル貼り | ・原則、支給対象外  ・カタログ等に「滑りにくい」等の表記がある場合、支給対象とする場合がある |

1. 引き戸等への扉の取替え

利用者が移動する動線上にあるトイレ、居室、浴室等への移動を円滑にするために行う開き戸から引き戸への変更等の工事

【参考事例】

|  |  |
| --- | --- |
| * 支給対象となる改修 | ×　支給対象とならない改修 |
| ・開き戸から引き戸、折れ戸、アコーディオンカーテン等への変更  ・重い引き戸から軽い引き戸への変更（身体上の理由がない場合や老朽化によるものは対象外）  ・身体上の理由によるドアノブの変更や戸車の設置、吊元の変更  ・扉の撤去  ・引き戸の新設（身体上の理由があり、既存の開き戸を交換するより安価となる場合に対象） | ・扉の使用に支障のない場合の間口の拡大  ・自動ドアに取替えた場合の動力部分相当費用  ・雨戸の取替え  ・ガラスの引き戸から板製引き戸への変更 |

【付帯工事】

・扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事は支給対象（支給対象の範囲はケースにより判断）

・扉の取替えに伴うスイッチ移設（配線工事含む）について、やむを得ない事情がある場合は支給対象（理由書に明記すること）

【主な留意点】

|  |  |
| --- | --- |
| 建具の製作 | ・フルオーダーで製作する場合、材料、仕様、寸法等を明記した製作図（詳細図）を添付すること |
| セミオーダーの建具 | ・メーカー品を寸法のみ特注するセミオーダー品を使用する場合、元となる製品のカタログ（定価の記載のあるもの）を添付すること |
| 引き戸の仕様 | ・新しく取り付ける引き戸の仕様は、事前申請時に提出された製作図（詳細図）やカタログ通りのものであること。  ＊事前申請時と異なる場合、減額の対象となる |
| 引き戸の新設 | ・利用者の身体上の理由から、既存の開き戸を残したまま新たに別の位置に引き戸を新設する場合、既存の開き戸の取替えよりも安価にできることが条件  ＊両方の比較見積書を提出すること |

1. 洋式便器等への便器の取替え

利用者が使用する和式便器を洋式便器へ取り替える工事

【参考事例】

|  |  |
| --- | --- |
| * 支給対象となる改修 | ×　支給対象とならない改修 |
| ・和式便器から洋式便器への取替え  ・洋式便器の向きを変える工事（利用者の身体上の理由や介護状況により支給対象）  ・洋式便器の工事（利用者の身体上の理由により便座を高い（低い）ものに取換える）  ＊補高便座は福祉用具購入費の支給対象  ・既存の和式便器を壊し、別の場所に洋式便器を設置（洋式便器の設置費用のみ支給対象）  ・便器の取替えに伴う床・壁の解体、床の修復工事 | ・洋式便器から洋式便器への取替え（便座の位置に変更がない場合）  ・既存の和式便器はそのままで、新たに洋式便器を設置  ・福祉用具の購入対象である腰掛け便座の設置  ・暖房便座や洗浄機能等のみを目的とする、これらの機能が付加された便座への取替え(注)1  ・配線工事（便器位置の変更に伴う既存スイッチの移設は、利用者の身体状況に影響がある場合のみ支給対象） |

(注)1　和式便器から、暖房便座や洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは、それらの機能を含めた一体型の洋式便座が一般的に普及していることを考慮して支給対象として認めている。

【主な留意点】

|  |  |
| --- | --- |
| 和式便器から洋式便器への取替え | ・支給対象となるのは、便器本体、便器の設置、撤去処分、床の補修、段上がりの撤去に伴う壁の補修、給排水設備工事等（水洗化又は簡易水洗化に係るものは除く）　＊電気工事は支給対象外  ・住宅改修の利用者は、重度（要介護４・５）の方は少なく、杖や手すり等を使いトイレまで移動できる方がほとんど。利用者や介護者の負担軽減を考慮し、高額な洋式便器の取替えのみに特化することのないよう配慮すること |
| 汲み取りの和式便器を水洗（簡易水洗）の洋式便器に取替え | ・汲み取りの和式便器を水洗の洋式便器に取り替える場合も支給対象であるが、水洗化、簡易水洗化に関わる部分は支給対象外（便槽の撤去、穴埋め、トイレまでの給排水工事等） |
| 2カ所以上のトイレ  工事 | ・利用者の身体状況によって判断するため、介護保険課に相談すること |
| 床材の張替え | ・便器の取替えにより床材の張替えを伴う場合は、充分な強度を確保すること  ・取替え前に廊下とトイレに段差があった場合、段差の解消に努めること |

⑥その他留意事項

|  |  |
| --- | --- |
| 支給額の決定 | ・住宅改修は、事前申請と事後申請の２段階で行います。事前申請では、改修工事着工の可否の判定であって、支給額の決定ではありません。  ＊支給額は、竣工後に決定します。 |
| 改修前・後の図面（平面図のほか必要に応じて展開図等） | ・利用者の生活動線を判断することができ、改修の位置が確認できるもの  ・改修箇所毎に部品の取付け位置、ブラケット（支柱）間の寸法、手すり棒の長さ等の記載があること  ・段差解消の場合、改修前・後の状態を図面に記しているか、断面図等で前後の状態が容易に確認できること  ・以前に住宅改修を行って設置した手すり等を記入すること  ・居室や寝室等を０起点とした高低差を記入すること |
| 改修前の写真(撮影日付入り) | ・改修箇所毎の写真であり、写真貼付台紙等に添付してあること（デジタルカメラで撮影し、直接用紙に印刷したものも可）  ・写真の枠内に日付が入っていること（日付記録機能のないカメラの場合は、ボード等に日付を記載し撮影したものでも可）  ・写真に直接マジック等で日付を書き込んだものは不可  ・日付入り写真の代替策として、写真貼付台紙等に日付を記入したものは不可  ・写真は部分的に撮影したものと、床からの高さや周囲の状況が分かるように広角で撮影したものであること  例）段差解消を目的に手すりを取り付ける場合、手すりの位置と段差等の位置関係が判断できるもの（手すり位置のみのアップ写真は不可）  ・改修箇所が判断できるよう、手すりであれば、取付け位置にテープを貼付する等の工夫をすること（パソコンによる場合も同様であること）  ・段差解消の場合、段差にメジャーをあてた状態で撮影し、段差の高さが確認できること |
| 改修後の写真(撮影日付入り) | ・改修前の写真の撮り方と基本は同じ  ・手すりやスロープ等の場合、写真は始点・終点の数値が確認できる部分的なものと、全体が確認できるものであること。手すり等で２ｍを超える場合は、１ｍ毎にマークを施すこと。スケールで確認できる場合にはマークは不要  ・使用した部材が写真の中で確認できること（ワイヤーメッシュ、踏み台内側の固定金具、手すりの補強材が壁内部のもの等、工事完了後に写真で確認できないものは、工事の経過（途中）写真を添付すること）  ・段差解消の場合、段差にメジャーをあてた状態で撮影し、段差の高さが確認できること  ・部材の固定状況が確認できること（踏み台等）  ・事前申請時の改修後図面及び見積書と整合した内容であること  ・改修前と同じアングルから撮影した写真であること  ・利用者の動線上に移動の妨げとなる物がないこと  ・提出された写真で工事内容を確認できない場合、撮り直しや減額の対象となる場合もある |
| 工事見積書  （改修前） | ・改修の種類、箇所毎に部品名、部材単価、数量等が区分されて記載されていること  ・材料費、工賃、諸経費等が区分されて記載されていること（＊工事一式等の記載は不可）  ・見積書に支給対象外の改修が含まれている場合、支給対象の部分と明確に区分されていること  ・職人工賃は一式ではなく、職人が勤務する日数、人数、時間まで分かるよう記載すること  ・宛名、住所等が利用者本人であること  ・社名等の記入と社印等が押印されていること  ・日付は事前申請日以前であること |
| 領収証 | 【償還払の場合】  ・領収金額が工事費内訳書の金額と同額であること  【受領委任払の場合】  ・保険給付の自己負担額（介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額）と保険給付外（自費負担分）の額を余白に記入すること  【共通】  ・領収年月日は、工事完了日以降の日付であって、かつ支給申請日以前の日付であること  ・社名等の記入と社印等が押印されていること  ・担当者印があること  ・宛名が利用者本人であって、フルネームで記載されていること（誤字がないこと） |
| 資料  （カタログ等） | ・手すり等のメーカーの製品を使用する場合、必ず定価や仕様、寸法等の判断できるカタログや資料を添付し、マークをすること。  ・特注品でカタログ等がない場合、材料や仕様、寸法を記入した製作図（詳細図）を添付すること |
| 住宅改修と福祉用具 | 本人の身体状況や家屋の形状等を鑑み、より良い住環境となるように上手く組み合わせること |
| 諸経費 | ・諸経費は、工事費の１０％程度とする。ただし、改修費用が比較的安価な場合（工事総額２万円以内)は例外的に２，０００円までは算定可能とします。  ＊諸経費とは、運搬費、搬入費、持込残材処分費、養生費、仮設関係費、消耗品費、交通費、設計料、燃料費、通信費、積算費用、申請手数料、事務費等（人夫賃は含まない） |
| 目的外改修 | ・昇降機をレンタルするための改修は支給対象外 |
| 本人及び家族による改修 | ・本人及び家族による改修は、材料費や製品代のみ支給対象（人件費、施工費、諸経費等は支給対象外）  ・家族の定義とは、同居の有無に関わらず配偶者及び三親等内の親族とする  ・家族の定義の例外として、本人又は家族が経営する法人が建築業又は建設業を運営しており、法人の所在地の住所が利用者の住所と異なる場合においては通常の支給とする（この場合、法人名義の口座の登録が必要） |
| 現地確認 | ・施工中や竣工時に現地確認を実施する場合がある。申請された改修内容と相違があり、不適切な施工を発見した場合には支給の取消し、受領委任払登録の抹消、八代市建設部局との連携措置を取る |
| 改修内容の変更 | ・施工業者は、改修工事の途中で現場状況によりやむを得ず改修内容に軽微な変更が生じる場合には、直ちに利用者のケアマネージャーへ連絡すること。また、ケアマネージャーは変更内容を直ちに介護保険課介護給付係へ連絡すること。増額・減額どちらも連絡が必要。平面図、見積書等を再提出すること。改修後の変更連絡は支給減額となることがある。 |
| 住宅の建替えによるリセット | ・古い住宅で既に支給決定を受け、その後住宅を取り壊し新築した場合は支給対象外（同一敷地内に別棟として新築した場合も支給対象外） |
| 新築・改築時の申請 | ・新築の場合には、最低３か月間の居住をした後、事前申請することができるものとする。この場合、３か月居住したことの証明書等は不要であるが、理由書に居住開始日を明記すること  ・改築（リフォーム含む）の場合、リフォーム計画段階から申請すること（改築途中の申請は支給対象外）その場合、介護保険対象部分を見積書において明確に区分すること |
| 公営住宅の改修 | ・事前申請前に、必ず八代市の公営住宅担当部署の承諾を得ること |
| 同じ製品、部品の給付対象について | ・同じ製品や部品などで、色により価格が異なる場合で、機能的に差がないものについては、審査等を通し確認しうる必要最小限の額（一番安価なもの）を保険給付の対象とする。  なお、対象者等又は、事業所等が差額を負担することにより、安価でないものを選択することまで妨げるものではない。 |
| 追加工事について | 事前申請許可後、事後申請提出前に追加で工事が必要な場合は2通りの手順から適切な方法を選択すること   1. 工事着工前   事前申請の出し直し   1. 着工後   事後申請書の提出後に別件として事前申請の提出  ※事後申請書を提出するまで新しく事前申請を提出できない |
| 複数箇所の出入り口の改修工事について | 屋内と屋外の出入り口の複数箇所に改修を実施する場合（玄関と勝手口の両方に手すりを設置する等）は、片方の出入り口のみでは目的地に到達できない理由と写真の提出を求める |
| 屋外にあるトイレの改修について | 利用者の動線上にあり、そのトイレを使用しなければならない理由がある場合には改修可 |
| ２階（につながる階段含む）を改修する場合 | 階段の昇降そのものに転倒の危険性を伴うことから、原則対象外  ただし、２階での動作を１階での動作に置き換えることができない場合は、支給対象とする |
| 利用者が死亡した場合 | 死亡時に完成している部分までが支給対象  モニタリングには、死亡日とどこまで工事が終了したかを記入  工事後、一週間経たずに利用者が死亡してしまった場合は、死亡日までの使用状況を利用者の家族へモニタリングを行う |
| 事前申請を取り下げる場合 | 事前申請後に、工事が不要になり事前申請を取り消す場合は、理由書の提出（任意の様式） |